

概要 図	生産緑地地区番号 (所在)	変更前面積 (ha)	変更後面積 (ha)	変 更 事 由
1	第18号生産緑地 (水子字東桜井)	0.06 (631m <sup>2</sup> )	0 (0m <sup>2</sup> )	主たる農業従事者の死亡のため買取申出が提出され、 行為制限が解除された。 (生産緑地法第10条の規定 に基づく)
2	第20-2号生産緑地 (水子字京塚)	0.26 (2,600m <sup>2</sup> )	0.10 (1,025m <sup>2</sup> )	
3	第36号生産緑地 (針ヶ谷1丁目)	0.20 (1,976m <sup>2</sup> )	0 (0m <sup>2</sup> )	
4	第207号生産緑地 (ふじみ野東2丁目)	0.21 (2,139m <sup>2</sup> )	0.15 (1,479m <sup>2</sup> )	
5	第233号生産緑地 (水子字城ノ下)	0.19 (1,940m <sup>2</sup> )	0.18 (1,787m <sup>2</sup> )	
6	第239号生産緑地 (水子字谷ッ合)	0.65 (6,521m <sup>2</sup> )	0.80 (7,953m <sup>2</sup> )	富士見谷ッ合土地区画整理 事業の進捗に伴い、面積及 び区域が変更された。 第240号は廃止され、換地 により、第240-1号、第 240-2号、第240-3号、第 240-4号に分割された。
6	第240号生産緑地 (水子字谷ッ合)	1.59 (15,896m <sup>2</sup> )	0 (0m <sup>2</sup> )	
6	第240-1号生産緑地 (水子字谷ッ合)	0 (0m <sup>2</sup> )	0.38 (3,764m <sup>2</sup> )	
6	第240-2号生産緑地 (水子字谷ッ合)	0 (0m <sup>2</sup> )	0.11 (1,069m <sup>2</sup> )	
6	第240-3号生産緑地 (水子字谷ッ合)	0 (0m <sup>2</sup> )	0.35 (3,503m <sup>2</sup> )	
6	第240-4号生産緑地 (水子字谷ッ合)	0 (0m <sup>2</sup> )	0.05 (498m <sup>2</sup> )	
7	第244号生産緑地 (水子字東石井)	0.13 (1,281m <sup>2</sup> )	0.08 (835m <sup>2</sup> )	公共施設の設置により行為制 限が解除された。また、道路 用地として採納された。
8	第251号生産緑地 (水子字東台)	1.11 (11,113m <sup>2</sup> )	1.12 (11,157m <sup>2</sup> )	道路用地として採納された。 また、実測に伴い面積が変更 された。
8	第255号生産緑地 (水子字東台)	0.31 (3,103m <sup>2</sup> )	0.32 (3,166m <sup>2</sup> )	道路用地として採納された。 また、実測に伴い面積が変更 された。

8	第257号生産緑地 (水子字台)	2.20 (22,042m <sup>2</sup> )	2.05 (20,506m <sup>2</sup> )	道路用地として採納された。
8	第260号生産緑地 (水子字正網)	1.06 (10,633m <sup>2</sup> )	1.05 (10,496m <sup>2</sup> )	道路用地として採納された。
9	第261号生産緑地 (水子字正網)	0.18 (1,823m <sup>2</sup> )	0 (0m <sup>2</sup> )	主たる農業従事者の死亡のため買取申出 が提出され、行為制限が解除された。 (生産緑地法第10条の規定に基づく)
10	第265号生産緑地 (水子字東並木)	0.50 (4,929m <sup>2</sup> )	0.21 (2,106m <sup>2</sup> )	主たる農業従事者の死亡のため買取申出 が提出され、行為制限が解除された。 (生産緑地法第10条の規定に基づく)